

税額控除制度を利用される場合の記入方法

提出書類は下記3種と、寄付領収書(税額控除に係る証明書付)です。

- 確定申告書 A 第一表
- 確定申告書 A 第二表
- 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

確定申告書 A 第一表

- 「**政党等寄附金等特別控除**」欄に、ご寄付いただいた金額から 2000 円を引いた金額の 40%をご記入ください。
(記入例は寄付金 5 万円の場合)

税務署長		平成 <input type="text"/> 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A		FA0110																																					
住所 (又は居所)	フリガナ	氏名		性別 世帯主の氏名 世帯主との続柄																																					
平成 年 1 月 1 日の住所	男女	生年月日	電話番号	自宅・勤務先・携帯																																					
番号		送付	年	以	降																																				
(単位は円)		収入金額等		税																																					
給与	①	課税される所得金額 (5 - 20)	21	000																																					
公的年金等	②	上の21に対する税額	22																																						
その他	③	配当控除	23																																						
配当	④	(特定増改築等) 区分	24																																						
一時	⑤	政党等寄附金等特別控除	25	19200																																					
合計	⑥	(寄付金額 - 2000 円) × 40%																																							
所得金額	⑦	災害減税																																							
給与	⑧	再差引所得税額 (基準所得税額)	34																																						
雑	⑨	復興特別所得税額 (34 × 2.1%)	35																																						
配当	⑩	所得税及び復興特別所得税の額 (34 + 35)	36																																						
一時	⑪	外国税額控除 区分	37																																						
合計	⑫	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	38	00																																					
社会保険料控除	⑬	所得税及び復興特別所得税の申告納税額 (38 - 39)	39	00																																					
小規模企業共済等掛金控除	⑭	運付される金	40	△																																					
生命保険料控除	⑮	配偶者の合計所得金額	41																																						
地震保険料控除	⑯	雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	42																																						
寡婦・寡夫控除	⑰	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	43																																						
勤労学生・障害者控除	⑱	申告期限までに納付する金額	44	00																																					
配偶者(特別)控除 区分	⑲	延納届出額	45	000																																					
扶養控除	⑳	※ 復興特別所得税額⑮欄の記入をお忘れなく。																																							
基礎控除	㉑	<table border="1"> <tr> <td>選受付される場所</td> <td>銀行 金庫・組合 農協・漁協</td> <td>本店・支店 出張所 本所・支所</td> </tr> <tr> <td>郵便局名等</td> <td>預金種類</td> <td>普通 当座 振替 貯蓄</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>記号番号</td> <td></td> </tr> </table>				選受付される場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	郵便局名等	預金種類	普通 当座 振替 貯蓄	口座番号	記号番号																												
選受付される場所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所																																							
郵便局名等	預金種類	普通 当座 振替 貯蓄																																							
口座番号	記号番号																																								
雑損控除	㉒	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> <td>F</td> <td>G</td> <td>H</td> <td>I</td> <td>J</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>異動管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納管</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	異動管理												納管											
区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K																														
異動管理																																									
納管																																									
医療費控除	㉓	<table border="1"> <tr> <td>通</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>日付印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一連番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				通	年	月	日	日付印				一連番号																											
通	年	月	日																																						
日付印																																									
一連番号																																									
寄附金控除	㉔	<table border="1"> <tr> <td>事務</td> <td>住民</td> <td>検算</td> <td>通</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				事務	住民	検算	通	年	月	日				信							日																		
事務	住民	検算	通	年	月	日																																			
			信																																						
			日																																						
合計 (16+17+18+19)	㉕	<table border="1"> <tr> <td>税理士法第30条の書面提出有</td> <td>税理士法第33条の2の書面提出有</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有																																		
税理士法第30条の書面提出有	税理士法第33条の2の書面提出有																																								
税理士 署名押印 電話番号		<table border="1"> <tr> <td>整理欄</td> <td>事務</td> <td>住民</td> <td>検算</td> <td>通</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>信</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				整理欄	事務	住民	検算	通	年	月	日					信								日															
整理欄	事務	住民	検算	通	年	月	日																																		
				信																																					
				日																																					

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

- 寄付金に関する計算を記入する用紙です。②以降は指示通りに計算して記入します。
- この用紙下部に書かれた通り、提出書類の「確定申告書 A 第二表」右下部分に「措法 41 の 18 の 3」と記入します。

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成 26 年分) 氏 名 _____

この明細書は、平成 26 年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額 ①	50000 円
	①以外の寄附金の額 ②	
	① + ②	③
所得金額の合計額	④	
	④ × 40%	⑤

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄附金の内訳)

寄附先	寄附年月日	金額
東京理科大学	平26.6.14	50000 円
平 . . .		
平 . . .		

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
(注)次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額)
なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の③の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
平成 26 年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書 A 第一表は⑥の金額、申告書 B 第一表は⑦の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書 A は⑨~⑫欄、申告書 B は⑩~⑬欄)に転記してください。
ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑬の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑭の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

26.11

確定申告書 A 第二表

住民税の還付対象となる地域にお住まいの場合は、「**住民税に関する事項**」の「**条例指定分**」欄に、ご寄付いただいた金額を記入しますと、下記のとおり住民税が控除されます。

住民税の還付額および本学を寄付金税額控除の対象として指定している自治体

都道府県：〔寄付金額－2千円〕× 4%に相当する額 → 東京都、千葉県、茨城県、長野県

市区町村：〔寄付金額－2千円〕× 6%に相当する額 → 葛飾区、野田市、大子町、茅野市、長万部町、他

平成 <input type="text"/> 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A			番号 <input type="text"/>	FA0064																								
住所 フリガナ 氏名			○ 所得から差し引かれる金額に関する事項																									
			<table border="1"> <tr> <th>⑥ 社会保険料控除</th> <th>社会保険の種類</th> <th>支払保険料 (円)</th> <th>⑦ 掛金の種類</th> <th>支払掛金 (円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>小規模企業共済等掛金控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="2"></td> <td>合計</td> <td></td> </tr> </table>		⑥ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料 (円)	⑦ 掛金の種類	支払掛金 (円)				小規模企業共済等掛金控除		合計			合計										
⑥ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料 (円)	⑦ 掛金の種類	支払掛金 (円)																								
			小規模企業共済等掛金控除																									
合計			合計																									
○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)			<table border="1"> <tr> <th>⑧ 新生命保険料の計</th> <th>旧生命保険料の計</th> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計</td> <td>旧個人年金保険料の計</td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料の計</td> <td></td> </tr> </table>		⑧ 新生命保険料の計	旧生命保険料の計	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	介護医療保険料の計																			
⑧ 新生命保険料の計	旧生命保険料の計																											
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計																											
介護医療保険料の計																												
○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項			<table border="1"> <tr> <th>⑨ 地租控除</th> <th>種類</th> <th>収入金額 (円)</th> <th>旧長期損害保険料の計</th> </tr> <tr> <td></td> <td>農</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		⑨ 地租控除	種類	収入金額 (円)	旧長期損害保険料の計		農																		
⑨ 地租控除	種類	収入金額 (円)	旧長期損害保険料の計																									
	農																											
<table border="1"> <tr> <th>⑩ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計</th> <th>金額 (円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>			⑩ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計	金額 (円)			<input type="checkbox"/> 寡婦(寡夫)控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名:) <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還																					
⑩ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計	金額 (円)																											
○ 住民税に関する事項			<table border="1"> <tr> <th>⑪ 配偶者の氏名</th> <th>生年月日</th> <th>配偶者控除</th> </tr> <tr> <td></td> <td>明・大 昭・平</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除 </td> </tr> </table>		⑪ 配偶者の氏名	生年月日	配偶者控除		明・大 昭・平	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除																	
⑪ 配偶者の氏名	生年月日	配偶者控除																										
	明・大 昭・平	<input type="checkbox"/>																										
<input type="checkbox"/> 配偶者特別控除																												
<table border="1"> <tr> <th>16 扶養親族の氏名</th> <th>続柄</th> <th>生年月日</th> <th>別居の場合の住所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			16 扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所					<table border="1"> <tr> <th>⑫ 配偶者特別控除・扶養控除</th> <th>控除対象扶養親族の氏名</th> <th>続柄</th> <th>生年月日</th> <th>控除額 (万円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3"></td> <td>⑭ 扶養控除額の合計 (万円)</td> </tr> </table>		⑫ 配偶者特別控除・扶養控除	控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額 (万円)						合計				⑭ 扶養控除額の合計 (万円)	
16 扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所																									
⑫ 配偶者特別控除・扶養控除	控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額 (万円)																								
合計				⑭ 扶養控除額の合計 (万円)																								
<table border="1"> <tr> <th>17 雑損控除</th> <th>損害の原因</th> <th>損害年月日</th> <th>損害を受けた資産の種類など</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <table border="1"> <tr> <th>損害金額 (円)</th> <th>保険金などで補填される金額 (円)</th> <th>差引損失額のうち災害関連支出の金額 (円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>			17 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など					<table border="1"> <tr> <th>損害金額 (円)</th> <th>保険金などで補填される金額 (円)</th> <th>差引損失額のうち災害関連支出の金額 (円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				損害金額 (円)	保険金などで補填される金額 (円)	差引損失額のうち災害関連支出の金額 (円)				<table border="1"> <tr> <th>⑬ 医療費控除</th> <th>支払医療費 (円)</th> <th>保険金などで補填される金額 (円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		⑬ 医療費控除	支払医療費 (円)	保険金などで補填される金額 (円)			
17 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など																									
<table border="1"> <tr> <th>損害金額 (円)</th> <th>保険金などで補填される金額 (円)</th> <th>差引損失額のうち災害関連支出の金額 (円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				損害金額 (円)	保険金などで補填される金額 (円)	差引損失額のうち災害関連支出の金額 (円)																						
損害金額 (円)	保険金などで補填される金額 (円)	差引損失額のうち災害関連支出の金額 (円)																										
⑬ 医療費控除	支払医療費 (円)	保険金などで補填される金額 (円)																										
<table border="1"> <tr> <th>⑭ 寄附金税額控除</th> <th>寄附金の所在地・名称</th> <th>寄附金 (円)</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			⑭ 寄附金税額控除	寄附金の所在地・名称	寄附金 (円)				<input type="checkbox"/> 特例適用条文等 措法41の18の3																			
⑭ 寄附金税額控除	寄附金の所在地・名称	寄附金 (円)																										
<table border="1"> <tr> <th>寄附金税額控除</th> <th>寄附金の所在地・名称</th> <th>寄附金 (円)</th> </tr> <tr> <td>都道府県、市区町村分</td> <td>都道府県 50000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例指定分</td> <td>市区町村</td> <td></td> </tr> </table>			寄附金税額控除	寄附金の所在地・名称	寄附金 (円)	都道府県、市区町村分	都道府県 50000		条例指定分	市区町村		<table border="1"> <tr> <th>18 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所</th> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		18 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名	住所												
寄附金税額控除	寄附金の所在地・名称	寄附金 (円)																										
都道府県、市区町村分	都道府県 50000																											
条例指定分	市区町村																											
18 別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名	住所																										

「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の指示通りに記入